

令和5年度第2回守口市国民健康保険運営協議会

開催年月日 令和6年2月9日（金曜日）

開催時間 開会 午後2時から

開催場所 守口市役所6階 研修室602

出席者 会長 福本 健一
委員 西川 成美
委員 岡野 千鶴子
委員 他谷 勝
委員 原田 章子
委員 博多 尚文
委員 清水 秀和
委員 木崎 正
委員 増田 眞一
委員 寺本 けんた
委員 奥山 寿一
委員 安田 薫

市及び事務局出席者 市長 瀬野 憲一
市民生活部長 増田 敬宜
保険課長 米田 幸司
保険課主任 増田 勝
保険課主任 西嶋 知子
保険収納課長 加藤 久隆

会議録

○米田保険課長 それでは、令和5年度第2回守口市国民健康保険運営協議会を開催いたします。

本日はお忙しいところ本協議会にお集まりいただき誠にありがとうございます。

さて、本日の案件ですが、令和6年度保険料率の大阪府算定結果、令和6年度特別会計国民健康保険事業予算、守口市国民健康保険財政調整基金条例の一部を改正する条例案、守口市国民健康保険条例の一部を改正する条例案、守口市国民健康保険条例の一部を改正する条例、大阪府国民健康保険運営方針となっております。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、本協議会の開催に当たり、瀬野市長から御挨拶を申し上げます。

○瀬野市長 皆さん、こんにちは。委員の皆さんにおかれましては、公私何かとお忙しい

中、守口市の国民健康保険運営協議会に御出席をいただきまして誠にありがとうございます。
また平素から国保事業はもとより、本市行政各般にわたりまして御協力を賜りまして、誠にありがとうございます。重ねて御礼申し上げます。

さて、令和6年度から大阪府において、保険料統一ということで広域的な大阪府で一つの国保という考えの下で、制度がオール大阪で広域化されるということでございます。被保険者の負担軽減を図りながら持続可能な国保運営の実現ということで、本当に大きな意味のあることだと思っております。

守口市は他市に先駆けて統一基準に移行しており、これからも大阪府としっかり連携して安定的で健全な保険事業の運営に努めてまいりたいと思っております。

また人生100年時代を見据えて、被保険者の健康の保持増進、あるいは健康寿命の延伸ということで、委員の皆さん方に御意見をいただきながら、保健事業の充実にも努めてまいりたいと思っております。引き続き、皆さん方のお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

本日は、令和6年度の保険料率、並びに国保会計予算案、条例改正、次期大阪府国民健康保険運営方針に関する報告事項を議題といたしております。

委員の皆様方におかれましては、忌憚のない御意見を賜りますよう、よろしく願い申し上げます。

結びに、皆様方のより一層の御指導、御鞭撻を賜りますよう、お願い申し上げまして、開会の挨拶とさせていただきます。本日は、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○米田保険課長 瀬野市長は、この後、公務が控えておりますので、ここで退席させていただきます。

○瀬野市長 どうぞよろしくお願い申し上げます。

○米田保険課長 それでは、事務局から本日の配付資料を確認させていただきます。

○事務局 それでは、本日の配付物の確認をさせていただきます。

本日の資料ですが、1つ目は本日の会議次第、2つ目は守口市国民健康保険運営協議会委員名簿、3つ目は座席表、4つ目は本日の会議資料です。事前に送付させていただいた24ページのもの、本日追加で配付させていただきました1ページのもの、2枚の合計3種類でございます。5つ目は大阪府国民健康保険運営方針、こちらも既に配付しているものでございます。

以上、5点でございます。過不足などはございませんでしょうか。以上でございます。

○米田保険課長 それでは、ここからの議事運営につきましては、福本会長にお願いいたします。

○福本会長 皆さん、こんにちは。平素は国民健康保険事業の運営に各段の御配慮と御尽力を賜りまして、心から御礼申し上げます。また本日は、お忙しい中、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。

先ほど、冒頭の挨拶でもありましたが、本日の案件は、新年度の保険料率や予算など、大変重要なものとなっております。どうぞ忌憚のない御意見を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

それでは、早速ですが、議事に移らさせていただきます。

まず委員の出欠状況について、事務局から報告を受けます。

○事務局 本日は12名の出席でございます。本日、欠席の届出を受けておりますのは、金谷委員、玉木委員の2名でございます。以上でございます。

○福本会長 ただいまの報告のとおり、守口市国民健康保険運営協議会規則第4条の規定に基づき、会議は成立いたします。

それでは、次に次第3の案件に入らせていただきます。

まず1つ目の案件、令和6年度保険料率の大阪府算定結果について、事務局から説明を受けます。

○西嶋保険課主任 それでは、案件(1)令和6年度保険料率の大阪府算定結果について、資料1から資料4を用いて御説明申し上げます。

資料1から資料3については、去る1月9日に大阪府で開催されました大阪府・市町村国民健康保険主管課長会議で示された資料で、資料4については、本市が独自で作成した資料でございます。

初めに、資料の1ページ、資料1をお開きいただきたいと思います。

こちらは、一番上の表が新年度、令和6年度の市町村標準保険料率、その下の表が今年度、令和5年度の市町村標準保険料率でございます。

令和6年度の保険料率ですが、今年度と比べて、医療分につきましては、所得割が0.38%の増、均等割が1,310円の増、平等割が1,105円の増、後期分につきましては、所得割が0.15%の増、均等割が583円の増、平等割が517円の増、介護分につきましては、所得割が0.03%の増、均等割が163円の減となっております。

また、令和6年度の本市の賦課限度額は、表の一番右側に記載されておりますとおり、医療分が65万円、後期分が22万円、介護分が17万円、合計104万円となり、今年度と比較いたしますと、2万円の増となります。

保険料率の主な変動要因につきましては、後ほど御説明申し上げます。

続きまして、2ページの資料2にお移りいただきたいと思います。

こちらは、大阪府内市町村別の一人当たりの保険料を比較したものです。一番上の行ですが、令和6年度の府内平均の一人当たりの保険料は16万5,691円となっており、今年度と比較して3,274円の増、伸び率は2.02%の増となっております。

また表の上から10番目、守口市の保険料は、15万8,368円となり、今年度と比較して3,649円の増、伸び率は2.36%の増となっております。

続きまして、3ページの資料3にお移りいただきたいと思います。

こちらは、先ほど資料1で御説明申し上げました令和6年度市町村標準保険料率の算定結果について、大阪府が分析したものでございます。

まず3ページの上段の枠内、保険料の主な増要素として、保険給付費の増により一人当たり約9,600円、後期高齢者支援金の増により約3,100円、保険料減免費用の増により約1,600円となっております。

一方、保険料の減要素として、政調整事業による保険料抑制により一人当たり約5,100円、療養給付費等負担金の増により約2,400円、普通調整交付金の増により約1,600円となっております。

これらの変動が生じる主な要因の一つは、被保険者数の減少に伴う一人当たり保険給付費の増加です。3ページの中段及び下段の表にあるとおり、被保険者数は団塊の世代が後期高

齢者医療制度に移行したこともあり、70歳以上を含む全区分において減少傾向となっております。

4ページに参りまして、診療費ですが、70歳以上については、令和4年からの団塊の世代の後期高齢者医療制度への移行に伴い、被保険者数が大きく減少に転じたことから、前年度比約6%減少となっておりますが、被保険者全体の約7割を占める70歳未満については、被保険者数の減少が70歳以上ほどの減少率となっていないことから、前年度比約0.2%の微減となっております。一方で一人当たり診療費については、令和2年度のコロナ禍の診療控えを除き、令和6年度も70歳以上現役を除く全年齢区分の推計値において、増加傾向が続いております。

5ページに参りまして、上段及び中段の表でございますが、国の推計方法ツールを活用して、過去2年間の伸び率により推計したところ、一人当たり保険給付費は、令和2年度のコロナ禍の診療控えから回復・反動の影響により令和3年度は、大幅な増加となりましたが、令和4年度以降も増加傾向は継続しており、この傾向を基に推計した令和6年度本算定値は、前年度本算定値より約2.6%増の37万5,080円となりました。

下段の線グラフは、大阪府における平成26年度から令和4年度までの一人当たり診療費の伸び率の推移ですが、国が示す全国的な伸び率と同じ傾向を示しており、今回の算定結果については、過大、過少なものではないと考えております。

6ページに参りまして、後期高齢者支援金及び介護納付金の説明ですが、後期高齢者支援金は、高齢化の進展、団塊の世代の移行等の影響による支援金の増額により、前年度ほどの増加幅ではないものの、一人当たり約3,100円と大幅に増えております。

また介護納付金においても全国的に介護給付費が増加傾向にあることから、一人当たり約620円増えております。

続きまして、今後の対応方針ですが、大阪府は国に対して、全国に先駆けて保険料を完全統一する大阪府における被保険者の負担軽減を図るため、完全統一達成団体に対する国の支援の実現に向けて、働きかけていくこととしております。

また国民健康保険制度の構造的問題の抜本的解決に向け、被用者保険を含む医療保険制度の一本化に向けた抜本的な制度改革の検討を進めるとともに、財政基盤強化のためのさらなる財政支援について、制度設計に責任を持つ国に対し、引き続き要望していくこととしております。

また、療費適正化の推進として、特定健診・特定保健指導の実施率の向上など市町村の取り組みの底上げを促進し、国保財政運営については、一人当たり保険料額上昇の抑制に向けた方策について、広域化調整会議の場などを通じて、引き続き検討していくこととしております。

続きまして、資料7ページ、資料4にお移りいただきたいと存じます。

こちらは、市が作成した資料であり、令和5年度と令和6年度の保険料額を世帯人数別、所得別にモデルケースを用いて比較したもので、全てのモデルケースにおいて、令和6年度の保険料が高くなりました。

以上、案件(1)の説明とさせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

○福本会長 説明が終わりました。ただいまの説明につきまして、御意見、御質問がございましたらお願いいたします。

御意見や質問はございませんでしょうか。

ないようですので、次に移らせていただきます。

2つ目の案件、令和6年度守口市特別会計国民健康保険事業歳入歳出予算案について、事務局から説明を受けます。

○西嶋保険課主任 恐れいりますが、8ページのA3の資料をお開きいただきたいと存じます。資料の左側に歳入、右側に歳出を記載しており、単位はいずれも100万円で記載しております。

まず、表の一番下、歳入歳出総額でございますが、152億2,500万円で対前年度比5億1,500万円の増となっております。

増加の主な要因でございますが、保険給付費のうち療養給付費について、予算計上の方法を変更したことによるものでございます。平成30年度の広域化以降、本市では、大阪府が示した推計値を基に保険給付費の予算を計上しておりました。しかし、大阪府が示した保険給付費による予算計上では、年度末まで確実な予算執行を確保するために、毎年度、補正予算が必要となっていました。

このことから、毎年度補正予算を行わないようにするため、市が算出した保険給付費の見込み額を基に予算を計上する方法に変更したものでございます。

なお、こちらについては、あくまでも本市の予算計上の方法を変更したものですので、今回の予算の組み方そのものは、保険料に影響するものではございません。

それでは、資料右側の歳出について、主な費目を中心に御説明申し上げます。

まず2段目から9段目までの保険給付費でございます。

先ほど御説明しましたとおり、今年度までは、大阪府の推計値を基に予算を計上しておりましたが、令和6年度からは、市が算出した保険給付費の見込み額を基に予算を計上しております。また、その他給付費は、大阪府国民健康保険団体連合会への審査支払手数料、移送費などに係る費用でございます。

保険給付費の総額は、103億5,100万円で、対前年度比6億4,400万円の増となっております。先ほど御説明しましたとおり、予算計上の方法を変更したことが要因でございます。

次に、その下の事業費納付金でございますが、大阪府が市町村全体の保険給付費や後期高齢者支援金、介護納付金に要する費用を推計し、市町村ごとに示す額で、各市町村は、保険料などを財源として、大阪府に対して、納付するものでございます。

次に、下から5段目保健事業でございますが、特定健康診査や特定保健指導、国民健康保険ヘルスアップ事業などが主なものでございます。

また、特定健康診査個別健診導入事業及び歯科健康診査個別健診導入事業として、健診の負担金やクーポン券の発行及び郵便料などを計上しております。

最後に基金積立金については、守口市国民健康保険財政調整基金の運用利息を基金に積み立てるもので、600万円を計上しております。

続きまして、資料左側の歳入について、主な費目を中心に御説明申し上げます。

まず、一番上保険料でございますが、大阪府から示された市町村標準保険料率により、保険料を賦課、徴収するものでございます。

次に、その下の国庫支出金でございます。健康保険組合等出産育児一時金臨時補助金につ

いては、後期高齢者医療制度から支援金が充当されることから、令和5年度限りの歳入予算でございます。

次に、その下の府支出金でございます。

府負担金・補助金につきましては、地方単独事業に伴う国庫負担金カット分に対するもの、普通交付金は、事業費納付金を財源として、大阪府が市町村ごとに保険給付費や保健事業に要する費用分を交付するもの、特別交付金は市町村の特別事情や保険者としての努力に応じて交付されるものでございます。

最後に繰入金につきましては、保険基盤安定分から財政安定化支援までは、法定上のルールとして繰入を行うものでございます。

なお、後ほど、案5守口市国民健康保険条例の一部を改正する条例についてで説明させていただきますが、産前産後保険料分として、減額した額のうち4分の1が市の負担となるため、一般会計から繰入を行うものでございます。

以上、案件(2)の説明とさせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

○福本会長 説明が終わりました。ただいまの説明につきまして、御意見、御質問がございましたらお願いいたします。

特段、御意見や御質問はございませんでしょうか。

ないようでございますので、次に移らせていただきます。

3つ目の案件、守口市国民健康保険財政調整基金条例の一部を改正する条例案について事務局から説明を受けます。

○西嶋保険課主任 それでは、案件(3)守口市国民健康保険財政調整基金条例の一部を改正する条例案につきまして、御説明申し上げます。

9ページの資料6を御覧いただきたいと存じます。

資料6の条例改正については、来る2月市議会定例会に提案予定となっております。

特別会計国民健康保険事業において、決算上剰余金を生じたときは、地方自治法の規定に基づき、条例の定めるところにより、毎年度、補正予算で特別会計国民健康保険事業歳入歳出予算に定め、当該剰余金の2分の1を下らない額を守口市国民健康保険財政調整基金に編入しているところです。

今般、守口市国民健康保険財政調整基金条例に、歳計剰余金の全部または一部の額を直接基金に編入する方法を規定し、一般会計における手続に合わせることで、会計間での統一化を図るため、守口市国民健康保険財政調整基金条例の一部を改正するものでございます。

改正内容でございますが、歳計剰余金の全部または一部の額を直接基金に編入することができる規定を追加するものです。

附則でございますが、公布の日から施行するものでございます。

以上、案件(3)の説明とさせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

○福本会長 説明が終わりました。ただいまの説明につきまして、御意見、御質問がございましたらお願いいたします。

御意見、御質問はございませんでしょうか。

ないようですので、次に移らせていただきます。

4つ目の案件、守口市国民健康保険条例の一部を改正する条例案について、事務局から説明を受けます。

○増田保険課主任　それでは、案件（４）守口市国民健康保険条例の一部を改正する条例案につきまして、御説明申し上げます。

１０ページの資料７及び本日追加で配付させていただきました資料１１を御覧いただきたいと存じます。

資料７及び資料１１の条例改正については、来る２月市議会定例会に提案予定となっております。

まず、資料について補足説明がございます。１７ページを御覧いただきたいと存じます。

下段でございます資料作成時点で未確定の改正としまして、退職被保険者経過措置廃止及び国民健康保険料の減額賦課に関する基準の見直しに伴う国保条例の改正がありました。こちらについては、国の関係政省令の改正に伴う国保条例の改正であるため、国から条例参考例が発出されるのを待っておりました。

令和６年１月３０日付で、国から条例参考例が示されたことから、２月市議会には、こちらの改正内容も併せて、一つの条例案として提出する予定です。

それでは、案件について、御説明申し上げます。

１０ページにお戻りください。

令和６年度から大阪府内での国民健康保険料完全統一が実現することに伴い、保険料の算定に係る端数処理を改正する必要があります。

また、普通徴収に係る保険料の納期限のうち、１２月の納期限について、納付義務者にとって分かりやすい日程に変更します。

また、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、令和６年４月から退職者医療制度が廃止されること等を踏まえ、国から国民健康保険条例参考例が示されたため、守口市国民健康保険条例の一部を改正するものでございます。

改正内容でございます。第１０条から第１４条の９までですが、令和６年度から大阪府内での国民健康保険料完全統一が実現することに伴い、保険料の算定に係る端数処理について、追加または改めます。

次に、第１６条ですが、普通徴収の方法による国民健康保険料の１２月の納期限について、１２月２５日を翌年１月４日に改めます。

次に第１７条及び第１８条の３ですが、国民健康保険条例参考例案の発出に伴い、規定整備を行います。

次に資料１１を御覧いただきたいと存じます。

退職被保険者経過措置廃止ですが、国民健康保険法のうち退職被保険者の経過措置等に係る規定が削除されたことに基づき、改正するものでございます。

次に国民健康保険料の減額賦課に関する基準の見直しですが、令和５年１２月２２日に閣議決定された令和６年度税制改正の大綱において、経済動向等を踏まえ、国民健康保険料の減額賦課に関する基準が改められたことから改正するものでございます。

以上、案件（４）の説明とさせていただきます。よろしく御願い申し上げます。

○福本会長　説明が終わりました。ただいまの説明につきまして、御意見、御質問がございましたらお願いいたします。

御意見や御質問はございませんでしょうか。

ないようですので、次に移らせていただきます。

5つ目の案件、守口市国民健康保険条例の一部を改正する条例について事務局から説明を受けます。

○増田保険課主任　それでは、案件（5）守口市国民健康保険条例の一部を改正する条例につきまして、御説明申し上げます。

18ページの資料8及び本日追加で配付させていただきました資料12を御覧いただきたいと存じます。

資料8の条例改正については、12月市議会定例会に提出し、12月の本会議で可決いただいております。また、こちらの条例改正につきましては、令和5年9月守口市議会定例会で可決いただきました世帯に出産する予定の被保険者または出産した被保険者がある場合の国民健康保険料の減額の規定に係る訂正であるため、当該減額措置の説明をさせていただきます。

それでは、本日追加で配付させていただきました資料12に沿って御説明申し上げます。

1減額の概要ですが、世帯に出産する予定の被保険者または、出産した被保険者がある場合において、当該被保険者に係る保険料のうち、所得割及び均等割を減額するものでございます。

次に2減額される期間ですが、出産予定日または出産日の前月（多胎妊娠の場合は、3か月前）から、出産予定月の翌々月まで国民健康保険料を減額するものでございます。

なお、出産被保険者の保険料の減額措置の施行期日は、令和6年1月1日のため、令和6年1月以降に減額対象期間がかかる場合に減額の対象となります。

具体的には、令和5年11月以降に出産する予定の被保険者または出産した被保険者から対象となります。

次に3出産被保険者に関する届出ですが、出産被保険者の保険料の減額を受けるためには、出産被保険者の属する世帯の世帯主からの届出が必要です。

届出は出産予定日の6か月前から行うことができます。なお、市が届出に必要な事項の確認ができる場合、届出を省略することができます。

以上、案件（5）の説明とさせていただきます。

よろしく願い申し上げます。

○福本会長　説明が終わりました。ただいまの説明につきまして、御意見、御質問がございましたらお願いいたします。

御意見や御質問はございませんでしょうか。

ないようですので、次に移らせていただきます。

6つ目の案件、大阪府国民健康保険運営方針について事務局から説明を受けます。

○西嶋保険課主任　それでは、案件（6）大阪府国民健康保険運営方針について、改訂された箇所を中心に御説明申し上げます。

恐れ入りますが、資料9の23ページをお開きいただきたいと存じます。

次期大阪府国民健康保険運営方針の本文は、事前に委員各位にお配りしておりますが、こちらは、大阪府がその内容をまとめた概要版でございます。

次期大阪府国民健康保険運営方針は、国民健康保険法第82条の2第6項の規定に基づく市町村の意見聴取やパブリックコメントを経て、令和5年12月19日付で策定されました。

まず、上段のポイントについて、本方針は、全国に先駆けた保険料完全統一による国保運営を実施するべく、府と43市町村の国保が大阪府で一つの国保として一体となり、共通認識のもと、持続可能で安定的な国民健康保険制度を運営できるよう、基本的な考え方を共有するための方針として策定するものとされております。

次に、資料左側の上段の根拠法令等に記載のある運営方針の対象期間でございますが、令和6年4月1日から令和12年3月31日までの6年間とし、策定後3年を目途に必要な応じ見直しするとされております。

中段の国保制度のあるべき姿及びその下の府における国保制度の運営に関する基本的な考え方については、現時点の運営方針と大きな変更はありません。

次に資料右側の①から③は、本文の章立てですが、見直し内容について箇条書きで示しておりますが、そのうち重要な箇所を幾つかピックアップして御説明いたします。

まず①保険財源の安定的運営、2市町村における保険料の標準的な算定方法については、時点修正と大きな見直しがありました。財政調整事業の取組でございます。事業費納付金を通じた保険料抑制や財源配分等の見直しによる保険料抑制財源などにより、令和6年度の保険料完全統一後の国民健康保険の安定的な財政運営の確保を図るとしております。

次に、③事業運営の広域化、効率化、1市町村が担う事務の標準的、広域的及び効率的な運営の推進については、広報事業の共同実施として、府と市町村の連携による広域的かつ計画的な広報活動を行うとしております。

続きまして、24ページの資料10にお移りいただきたいと存じます。

こちらは、運営方針の策定について、国民健康保険法第82条の2第6項の規定に基づく本市が提出した意見とそれに対する大阪府の考え方を示した資料でございます。

まず、市の意見として、1つ目は、令和6年度からの保険料完全統一後も引き続き、市町村の実情を踏まえた国保運営に務めることと本市は意見しました。

2つ目は、保健事業はオール大阪で取り組んでいるスケールメリットを生かすことで、より一層の充実を図られたいことなどについて。3つ目は、市町村が担う事務の共通化や共同実施について。4つ目は、被保険者の年齢構成が高く、医療費水準も高いといった国保制度の構造的な問題を解決する抜本的な制度改正とそれまでの間の財政支援の実施を国に対して要望されたいことについて、5つ目は、安定した今後の大阪府の国保運営のための新たな仕組みについて意見を提出しました。

それに対して、大阪府は資料の右側のとおり、それぞれの考え方が示されました。

以上、案件(6)の説明とさせていただきます。よろしく願い申し上げます。

○福本会長 説明が終わりました。ただいまの説明につきまして、御意見、御質問がございましたらお願いいたします。

御意見や御質問はございませんでしょうか。

ないようですので、本日の案件は、全て終了いたしました。

最後に次第4のその他でございます。本日の案件も含め、ほかに御意見や御質問はございませんでしょうか。

○博多委員 先ほどの打ち合わせのときに来られたときにもお聞きしたんですけれども、数年前に西端市長が国保が赤字だったらということで、9億円ぐらいの財政基金を投入してくださいました。それは基金として残っていると説明を受けたんですけれども、社会保険に

入っておられる一流企業の方は、非常に給料が上がっている。しかし、実質賃金は－２．２％とかで、一番国保の自営業にしわ寄せがきている。国保で数億円にのぼる財政基金がありながら、大阪府の運営方針によると非常に支出の項目が限られてきているということで、ぜひ、議員の先生方と市役所の先生方で有効な使い道をぜひ、近々考えていただきたいと思えます。意見です。

○福本会長　ほかに意見はございませんでしょうか。

○寺本委員　今、国民健康保険財政調整基金のお話がありましたけれども、令和４年度の決算ベースで２３億円まで基金が膨らんでおりますけれども。お話にあったとおり、大阪府の国民健康保険運営方針どおりでいくと、基金の使い道が本当に限られていると。たまっていく一方なのが目に見えているわけですがけれども。今まで単独で以前はやっていたわけですよ。守口市は。その辺りも踏まえて、貯まり続けている基金をどういう考えをお持ちなのか、守口市の意見を聞かせていただけたらと思えます。

○増田保険課主任　委員のおっしゃられるとおり、基金につきましては、使用目的は限られております。ただ守口市の過去の例を見ますと、市民の方の経済動向に応じまして、保険料の収納率が低下することは予測されるものでございます。万が一、そういった事態に陥った場合、その赤字部分につきまして補填することは可能でございます。そういった長期的な思案も含めまして、基金の活用につきましては、今後とも市民の方に有効になるように使わせていただきたいと思いますと考えております。以上でございます。

○寺本委員　今、収納率が低下するというお話があったと思うんですけど、守口だけが単独的に収納率が劇的に下がってしまうというのは考えにくいのかなと。守口の収納率が下がるということは、周りも下がるわけで。そうなってきたら、国なり府なり財政危機出動があるわけですから、結局コロナのときも基金を使ってないわけですしね。そういう意味で収納率が下がったからといって、基金が減っていくとは、今の段階で非常に考えにくいのかなと思っています。

平成２９年６月議会で基金設立について議論されたわけですがけれども、基金を作るときの議論の中で、たまり続けていく基金をどうするのかということに関して、当時の部長答弁では、しかるべき形での市民還元のほうは考えてございます。こういう趣旨の答弁があります。ただ、一過性で生じて貯まっている黒字を使って保険料を下げていくということは考えてないと。当時は、赤字の時期もあったので、黒字が一過性のものだと、こういう認識だったわけですがけれども。今、継続的に基金を積み増している。こういう状態なわけです。

当時の考えからいくと、しかるべき形の市民還元のほうこれをしていかないと駄目なんですよね。このときも既に、大阪府の統一国保というのは議論されているときです。その上で、しかるべき還元をするべきだと、当時の守口市は認識を持っていたわけですがけれども。ここというのは、変更はあるんでしょうか。

○米田保険課長　今、基金の使い方が議論になっているところなんですけれども、まず整理したいのが、守口市が大阪府広域化に移っていく考え方がございます。この考え方は、大阪府の府内で住んでいれば、どこの市町村に住んでいても、同じ世帯、同じ所得であれば、同じ保険料であると。そういった府内でオール大阪で取り組むことによって、保険事業を安定的にやっという。公平的にやっという。そういった大きい趣旨がございます。

守口市は、６年前に経過措置を設けることなく、こういった趣旨に賛同しまして移ってお

ります。ここで議会でも議論いただいて団体として、そういった意思決定がなされているという認識であります。

その中で一つ、いろんな保険料率を統一するとか、いろいろある項目の中で基金の使い方というのがあります。使い方の一つとして認められるものとしまして、例えば収納率が下がったときがあるんですけども、それはあくまでも一例でございまして、基本的には安定した財政運営をやっていこうと。その中で国保を安定してやることによって、昔みたいに赤字になったりしないように。そういうことで保険というものをうまく機能をさせていこうと。そういった考え方でございます。

一方でオール大阪で取り組むことによって、保健事業を充実させていくなど、そういった被保険者にとっていいような活動もやっていきたいと。そういった考え方が背景にございます。

その基金の使い方の一つですけれども、しかるべき形で市民還元ということで、当然ながら基金は収納不足になった場合だけではなくて、保健事業の充実、こういったものにあてられますので、市としまして保健事業の充実というのは、この6年間ずっとやってきております。

ただ基金を使うまでには至っていないといいますか。府から出るお金でずっと賄えているという状況でございますので、状況に応じては、そういった基金も使って、保健事業の充実というのをやっていくべきであると。そういう形で考えております。以上です。

○寺本委員 増え続ける基金について、ここでは保険料率を統一すると書いてますけれども、やはり厚労省答弁でも保険料決定権者は市町村だと。こういう答弁を厚労省は繰り返してますし。保険料を下げるのに基金を使うべきだと思うんです。増えていっても仕方ないですから。同じ保険料率でいっても基金が積み上がっているところ。積み上がってないところがあるわけですので。積み上がっている守口については、市民の方にお返しするために保険料を引き下げるべきだと思います。

加えて、大阪当時の府知事、松井さんも市町村独自の施策をとめる権限はないと。大阪府が。こういう答弁をしておりますので、厚労省答弁から大阪府知事答弁からも市町村独自でやることは妨げられないんだと。ここではやったら駄目だと書いてますけどね。でもできるんだということを言っておきたいと思います。

今、市民生活が苦しい中ですので、やるべきだと述べておきます。

加えて、被保険者の負担を減らすためにもというお話が市長からもありましたけれども、今、職員の方もそういうことをおっしゃっていましたが。府内統一して、被保険者のために果たしてなっているのかということですけども。国保が高い上位50の自治体のうち、30が大阪府なんです。大阪府の統一保険料にして被保険者が困っているという実態も見えてきますので。いの一番に守口市は大阪府の統一国保に乗ったわけですけども、この間、見えてきていることも多いと思うんです。いの一番に乗ったからこそ。いの一番に一抜けたと、こういうのをぜひ考えてほしいなと私は思っています。何か、これについて考えがあれば。

○米田保険課長 保険料引き下げの件ですけども、現在、市の考え方といたしましては、当然オール大阪になっても保険料は引き下げるべきだと考えております。

したがって、課長会議とかいろんなシーンで市町村が集まって、府と協議してござい

すけれども、その中でオール大阪で保険料の引き下げというのは考えております。

後は、先ほどの答弁の繰り返しになるんですけれども、守口市としましては、オール大阪で取り組んでいく保険料の引き下げ、保健事業の充実、こういったものをオール大阪で取り組むということは、その趣旨に賛同しまして、議会の意思決定も通じて決まっているという認識でおりますので、その形で進めていきたいと考えております。以上でございます。

○博多委員　　ちょっと私は年がたって、大分理解力が悪いのですけれども。この予算歳出のところに戻りますと、昨年度より基金積立金が400万増えている。何でそんな20何億も余っているところに、歳出としてお金を足していけないといけないのか。利子だとおっしゃっていましたが、利子だったら歳入に入ってくるんじゃないのかなというのが素人の考え方なんですけれども、その辺いかがでしょうか。教えてください。

○米田保険課長　　内容としましては利子です。歳入に入るのではないかということなんですけれども。基金からしたら歳入なんですけれども、国保会計で受け取った利子を基金に積み立てるということで、国保会計上は歳出という形で共有する形になっております。

国保会計の歳入といたしましては、左側の財産収入として利子の歳入は計上しております。以上でございます。

○福本会長　　よろしいでしょうか。

○寺本委員　　子ども医療費助成を大阪府、守口市、ともに実施しております。令和5年度までは、子ども医療費助成をやっている場合、政府がペナルティーを科して、補助金を減らすという、とんでもないことですね。子どもの医療費助成に関わる減額調整措置が行われておりましたけれども、令和6年度から廃止されます。これによって、国保に対する補助金が増えると思うのですけれども、一体どれぐらいの効果を見込んでいるのでしょうか。

○福本会長　　暫時休憩いたします。

(休憩)

○福本会長　　休憩を閉じ、会議を再開いたします。

○米田保険課長　　貴重なお時間をいただきまして、申し訳ございません。

本市の影響ですけれども、一般会計からペナルティー部分の助成という形で、毎年度約300万円受け入れております。そちらが影響ある部分で、そちらの受入れがなくなるという形で考えております。以上でございます。

○寺本委員　　政府は自治体による子育て支援を後押しするとして、ペナルティーを廃止するわけですけれども、この趣旨からいくと、国保に関してだけ見てみれば、この補助金がペナルティーがなくなる分というのは、子育て世代の国保加入者の保険料軽減であったり、そういったところに充てるべきなのかなと。国保だけ見てみれば、という側面もあるんですけど、そういうことは、保険料を決めれない立場から、多分同じところになるんですよ。これに関しても下げれないということ。

○米田保険課長　　結論からしたら、下げれないと考えております。ただ、考え方といたしまして、国民健康保険が営んでいるのは、あくまでも保険でございます。したがって、かかるであろう医療をみんなで保険という形で支えていこうという考え方が根底にあります。

今、問題になっております医療助成のペナルティーの件ですけれども、通常は保険者が給

付を行っている7割部分。窓口負担を除きました7割部分に対しまして、国から約32%の助成がございます。ここの32%の助成なんですけれども、市が子ども医療助成を行っていることによりまして、7割部分、医療費に係ることが増えたであろうという形で、増えた部分につきましては、32%助成がなされないという、簡単に申し上げますと、そういったものがペナルティーでございます。このペナルティー部分を保険の料に負担させてはいけないということで、市が税を投入して保険料に負担させずに税負担をしていたと。そういった市の施策を妨げないように、市の税ではなく、国がしっかりと公費を投入しようとする趣旨でございます。したがって、その部分は、むしろ市の一般財源の投入をなくすことによって、市がいろんな政策をやりたいと、やりやすいという形で還元されるものという形で考えております。以上でございます。

○寺本委員　国保としては、一般会計からの繰入れがなくなるだけであって、一般会計のほうで、子育て支援をやってくれと。こういうような答弁だったかなと思いますけれども、国保だけ見てみれば、国の思惑どおりにはなっていないと。いうところだと思います。一般会計でこの300万円が子育て支援に使われるかどうか分かりませんが、国の思惑どおり、国保は難しい、そうはならないということは分かりました。一般会計の方でやっていきたいと思っております。

○米田保険課長　あくまでも特別会計からの分析でございますので、国の動きが国の望むものとなっているかどうかというのが、答弁する立場でございませぬので、そこだけは御理解賜りますようお願い申し上げます。以上でございます。

○福本会長　ほかに御意見や質問はございませぬでしょうか。

それでは、御意見も出尽くしたようでございますので、本日の協議会はこれで終わりとさせていただきます。本日の署名委員は、他谷委員、奥山委員をお願いいたします。

長時間にわたり、貴重な御意見を賜りまして、ありがとうございました。皆様に御協力いただき、円滑な議事進行が行えましたこと、心から感謝を申し上げます。また今後とも御協力のほど、よろしくようお願い申し上げます。協議会を閉会させていただきます。ありがとうございました。